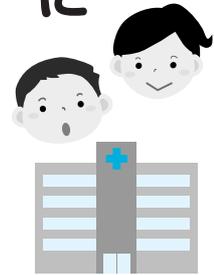


平成26年4月から

小中学生の医療費を無料に



市では、子育てがしやすいまちの実現を目指し、平成26年4月から福祉医療費助成事業を拡充し、小中学生の通院医療費を助成対象とします。

今回の助成対象の拡充に伴い、対象となる小中学生を扶養する保護者の方等は、新たに福祉医療費受給券（児童・生徒）の交付手続きが必要となります。

福祉医療費受給券(児童・生徒)	
氏名	
生年月日	
住所	
扶養者氏名	
扶養者生年月日	
扶養者住所	
申請年月日	
申請者	
申請先	

▲受給券見本

このため、対象となる世帯には、詳しい案内通知と申請書を送付しています。通知をご確認いただき、交付申請手続きをお願いします。

※4月から新しく小学1年生になる方については、今回の申請は不要となります。4月以降にお使いいただく受給券は3月末までご送付予定です。

◆助成対象
市内に住所がある児童・生徒で、健康保険に加入している方。所得制限はありません。

◆助成対象の期間
平成26年4月診療分から、外来・入院とも中学3学年修了の3月31日までが対象となります。

◆対象となる医療費
健康保険制度において支払った医療費および、入院に要する医療費の一部負担金。
ただし、加入している保険から、付加給付金または、高額療養費給付金を受けることができる場合には、その額を差し引いた額となります。



4月からの変更点

●助成対象

【これまで】 小中学生の入院医療費



【これから】 **通院医療費まで拡大**

●助成方法

【これまで】 償還払い方式*



【これから】 **現物給付方式*に変更**



※現物給付は、県内および岐阜県内の一部の医療機関が対象となります。

※県外の医療機関で受診された場合は、いったん自己負担分をお支払いいただき、後日償還払いとなります。

*** 現物給付方式**

「福祉医療費受給券」を「健康保険証」と一緒に提示することで、医療機関での支払が不要となります。保険外診療の自己負担分は、支払いが必要です。

*** 償還払い方式**

健康保険の自己負担分をいったん医療機関で支払います。後日、市役所へ申請すると自己負担相当分が返還されます。